

市第 228 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年 3 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項第 5 号、第58条第 9 号及び第 104 条第 8 号中「中
学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正）

第 2 条 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関
する条例（平成26年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように
改正する。

第10条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を
加える。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関
する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜 粹)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(職 員)

第 52 条 (第 1 項 省 略)

2 前項の者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第 1 号 から 第 4 号 まで 省 略)

(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(第 6 号 省 略)

(児 童 指 導 員 の 資 格)

第 58 条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第 1 号 から 第 8 号 まで 省 略)

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、市長が適当と認めたもの

(第 10 号 省 略)

(児 童 自 立 支 援 専 門 員 の 資 格)

第 104 条 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第 1 号 から 第 7 号 まで 省 略)

(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、

高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（職員）

第10条（第1項及び第2項省略）

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

（第5号から第9号まで、第4項及び第5項省略）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（地域との連携等）

第52条（第1項省略）

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障

害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校~~（義務教育学校の前期課程を含む。）~~若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。